

エフエネ ECO ホーム IoT オプションバック利用規約

第 1 条（規約の適用）

- 本規約は、Next Drive 株式会社が提供する CubeJ、また付属する Cam /Motion Pixi / Beep / Thermo Pixi（以下「本キット」といいます。）を利用することを目的として、利用されるお客さまに適用されるものとします。なお、Cube J を利用するにあたっては、Next Drive 株式会社より提供する専用のアプリケーション（以下「指定アプリ」といいます。）を使用する必要があります。また、電力量を指定アプリにて確認するにはスマートメーターへの切り替えが完了している必要があります。
- 本キットをお客さまが利用するにあたり、本規約に定めのない事項については、電気需給約款（以下「約款」といいます。）が準用されるものとします。

第 2 条（本キットのレンタル）

- 当社は、みまもりバック、快適バック、追加オプションみまもりバック、追加オプション快適バックを申込まれたお客さまに対し、本キットをレンタルします。
 - みまもりバックとは、CubeJ ,Cam,Motion Pixi の 3 点
 - 快適バックとは、CubeJ ,Beep,Thermo Pixi の 3 点
 - 追加オプションみまもりバックとは、Cam,Motion Pixi の 2 点
 - 追加オプション快適バックとは、Beep,Thermo Pixi の 2 点
- お客さまにレンタルする本キットは、お客さまが申し込んだオプションバックの内容に応じて、当社が選択・決定するものとします。また、お客さまにレンタルされる本キットは、第 11 条の場合を除き、変更、取替えができないものとします。

第 3 条（レンタル契約の成立及び終了）

- レンタル契約の申込みは、当社が適切と考える方法により行います。ただし、当社は、次の場合にはその申込みを承諾しないことがあります。
 - お客さまが本規約の内容に承諾していただけないとき。
 - その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき
- 本キットのレンタル契約の申込みは、予め本規約に同意の上、当社が定める方法により当社に対し行うものとし、当該レンタル契約は、お客さまがレンタルを希望する各キット毎に成立するものとします。
- 本契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

第 4 条（本サービス提供内容）

本キットのレンタルにより利用できるサービスは、指定アプリを利用したオンラインによる有料サービスに本キットを設定して利用する。

第 5 条（本サービスの課金開始日、最低利用期間）

- 本サービスの課金開始日は、当社との電気需給契約が成立した日（料金メニュー適用の開始日）をもって課金開始日とします。
- 本サービス利用契約には、最低利用期間があり、当該期間は課

金開始日を起算日にして 3 年間となります。

- 契約期間内に解約となる場合、電気需給約款（別表）の「9. 違約金」に定める料金を一括でお支払いいただき、レンタルしている本キットは当社に返却いただけます。この場合、返還に要する費用はお客さまの負担とします。また、かかる返還が完了するまでの間に接続機器に故障等が発生した場合、当該接続機器の修理交換料金等はお客さまの負担とします。

第 6 条（ソフトウェアのバージョンの更新）

- 当社は、サービスの品質を維持・向上すること、新サービスを提供すること等を目的として、お客さまに事前に通知することなく当社の裁量により指定アプリのソフトウェア規格、仕様等を変更する場合があります。
- 前項の場合、当社がお客さまにレンタルしている本キットが当社の規格、仕様等に適合すべく、自動的に当社の電気通信設備に接続し（本キットが回線に接続され、かつ、各接続機器の電源が投入状態である必要があります。）、本キットに含まれるソフトウェアのバージョンを更新する場合があります。
- ソフトウェアのバージョン更新に起因して本キットが正常に作動しなくなった場合は、第 11 条の定めを準用するものとします。

第 7 条（レンタル料金等）

本キットのレンタル料金は、「お手続き完了のご案内」に記載された金額とし、お客さまは毎月のレンタル料金と基本料金を支払うものとします。

第 8 条（支払方法等）

レンタル料金の支払い方法においては、約款にて当社が定めている方法で支払うものとする。なお、レンタル料金の請求は、当社より供給する電気の料金と合算して請求するものとする。

第 9 条（禁止事項）

- お客様は、本キットを善良なる管理者の注意をもって、維持、管理するものとし、利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
 - 本キットの第三者への譲渡、質入れ、転貸、転売、オークション等への出品、その他の処分
 - 本キットの分解、解析、改造、改変等
 - 本キットの損壊、破棄、紛失、滅失等
 - 本キットの著しい汚損（シール貼付、削切、着色など）
 - 契約外の不正使用
 - 本キットの説明書に記載されている禁止事項に該当する行為
 - 録画・保存した映像等を個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内での目的以外の利用・複製すること、およびネットワーク等を通じて公衆に送信し、または公衆に送信できる状態にすること
 - 当社または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - その他法令に違反する、または違反するおそれのある行為

- 前項各号の禁止行為の一に該当すると当社が判断した場合、お客さまへレンタルしている本キットを返却いただき、残期間分のレンタル料金を一括でお支払いいただきます。

第 10 条（届出事項の変更等）

- お客様は、当社への届出事項（氏名、住所、請求書の送付先、電話番号およびメールアドレス、口座番号等）に変更があったときは、速やかに当社所定の手続きに従い届け出るものとします。
- 前項の届出を怠ったことにより、お客様が当社からの通知または郵送物が到達しない等、不利益を被った場合においても、当社は一切責任を負わないものとし、通常到達すべきときに当該通知または郵送物が到達したものとみなします。

第 11 条（故障等）

- お客さまにレンタルされた本キットが正常な使用状態で故障、破損または滅失等（以下「故障等」といいます。）により正常に動作しなくなった場合、当社は、当該本キットを正常なものと取り替えます。この場合、お客さまは当社が別途定める方法に従い、故障等の生じた本キットを当社が指定する場所に送付するものとします（本キットが全部滅失して送付が不能な場合を除きます。）。なお、本キットの故障等がお客さまの責めに帰すべき事由によるときは、お客さまは、当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用その他これに付随して生じた一切の費用を負担するものとします。
- 本キットの故障等が火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による場合は、お客さまは、下記に定める「修理交換料金」及び当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。

機器名	修理交換料金
Cube J	15,180円
Motion Pixi	5,060円
CAM	9,240円
Thermo Pixi	5,060円
Beep	9,240円

（税込）

第 12 条（レンタル契約解約等に伴う返還）

- 本規約に基づく本キットのレンタル契約を解約した場合、お客さまは、本キットを当社に返還するものとします。なお、本キット返還先は下記住所に返却するものとし、この場合返還に要する費用はお客さまの負担とします。また、かかる返還が完了するまでの間に本キットに故障等が発生した場合、本キットの修理交換料金等はお客さまの負担とします。

【返還先】

〒101-0062

東京都中央区神田駿河台 2 丁目 2 番地 御茶ノ水杏雲ビル 4 F 株式会社エフエネ レンタル品返却係あて

- 事由の如何を問わず本キットのレンタル契約が終了した日の属する

月の翌月末日（末日が土日祝祭日の場合はその前日）までに本キットが当社に返却されなかった場合、お客様は、当社に返却されずに経過した期間に係るレンタル料金を、当社の定めによる方法として支払うものとします。

第 13 条（個人情報等の保護）

当社は、別途契約者に関する個人情報の取り扱いに関する方針を定め、その定めるところにより、個人情報を取り扱います。

第 14 条（情報の取得について）

当社は、本キットをレンタルするにあたり、以下の各情報を取得、保持かつ利用する場合があります。当社は、これらの情報について本規約に従い取り扱います。

- 端末特定に必要な情報 機器固有 ID（製造番号、品番等）
- 指定アプリの利用ならびに通信等の情報 利用日時、利用状態、利用内容、インストール、バージョン情報等
- 位置情報、Wi-Fi、GPS による端末の位置情報

第 15 条（情報の利用について）

当社は、Cube J にて取得した情報をレンタル契約のお申し込み時に取得したお客さまの契約者情報と関連付けて取り扱う場合がございます。これらの情報について、本規約および別途当社が定めるプライバシーポリシー（<https://www.fene.co.jp/contact.html>）に従い、取り扱います。

第 16 条（管轄裁判所）

本規約に関して生じた訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一 審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 17 条（免責事由）

- 当社は以下の事由について、確実性を保証するものではなく、故意又は重過失がない限り、損害賠償責任を負わないものとします。
 - 本システムが一定の品質を備えるものであることを前提とする契約者または第三者に生じるあらゆる損害
 - 機器の設置作業に伴う契約者からのクレーム、またはこれによる契約者もしくは第三者に生じるあらゆる損害
 - 機器の破損または滅失等、機器の損壊などに起因する契約者または第三者に生じるあらゆる損害
 - その他、当社の責に帰すべからざる事由により生じた契約者または第三者に生じるあらゆる損害
- 当社は、お客様が当社に届出た住所に本キットを郵送にて送付いたしますが、お客様が本キットの受領を拒みまたは過失により受領しなかった場合、以後、当該お客様が受領する予定であった本キットの再郵送を留保し、当社内に保管することができるものとします。この場合、当社内における保管については、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもってすれば足りるものとします。
- 当社がお客様の届出に基づき、郵送をおこなった場合、当社は通常到着すべきときに到着したのものとして扱うことができ、お客様が受

領できなかったことにつき一切の責任を負わないものとします。

4. 第2項の場合において、お客様に損害が生じたとしても、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。

第18条（本サービス内容の変更）

1. 当社は、以下のいずれかの場合に、本サービス内容の範囲の全部または一部を変更することができるものとします。
 - (1) 本契約の変更が、甲の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本契約の変更が、甲が本サービスを利用する目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 乙は、前項による本契約の変更にあたり、本契約の変更の効力発生日の2週間前までに、変更する規定の内容及び変更の効力発生日を、書面又は電子メール等の方法により、これを周知します。

本約款の実施期日

本約款は 2021 年 10 月 1 日より施行するものとします。